

# 全国の皆さん、 福井市に住んでみませんか？

住みよさランキング2025全国1位！

福井市はUターンを支援しています！

## 令和8年度福井市Uターン支援メニュー

### 移住支援金

#### 支援メニュー

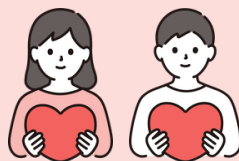
- ・移住支援金【全国型】
  - ・移住支援金【東京圏型】
- 詳しくは右記のQRコードをご覧ください👉



### 結婚の支援

#### 支援メニュー

- ・結婚生活スタートアップ応援事業
  - ・結婚・子育て応援サイト「はぐくむ.net」
- ・・・etc



詳しくは  
4ページ目へ👉

### 子育ての支援

#### 支援メニュー

- ・児童手当
  - ・ひとり親支援
  - ・すみずみ子育てサポート事業
  - ・子育て支援短期利用事業(ショートステイ・トワイライトステイ)
- ・・・etc



詳しくは  
4ページ目へ👉

新卒者向け

### 地方就職学生支援金

#### 支援メニュー

東京圏内にある大学等のキャンパスに通う東京圏内在住の大学生・大学院生で、福井県内の企業に就職する場合に就職活動に係る交通費と移転費を補助します👉



### 仕事の支援

#### 支援メニュー

- ・中小企業等融資制度
  - ・奨学金返還支援
  - ・中心市街地オフィス立地助成金
  - ・U・Iターン者奨励金
- ・・・etc



詳しくは  
2ページ目へ👉

### 住まいの支援

#### 支援メニュー

- ・多世帯同居リフォーム支援事業
  - ・建替住宅取得支援事業
  - ・空き家取得支援事業
  - ・空き家リフォーム支援事業
  - ・U・Iターン世帯特公賃家賃支援事業
- ・・・etc



詳しくは  
3ページ目へ👉

その他の支援制度もございます！👉

福井市役所  
移住定住交流課

☎ 0776-20-5514

福井県福井市大手3丁目10番1号

福井市定住促進  
住まいるふくい  
SMILE FUKUI PORTAL SITE



起業支援

お問い合わせ： **商工労政課 0776-20-5325**

**企業立地推進課 0776-20-5143**

	支援制度	概要	支援内容
商工労政課	中小企業者等融資制度 「創業支援資金」	若者(35歳未満)又は女性の方、2年以内に福井市内に転入した方で、これから起業する方や創業して間もない方に対する融資制度	融資限度額 <b>2,000万円</b> 保証料補給 <b>全額</b>
企業立地推進課	中心市街地 オフィス立地助成金	市に事前に登録されている空きオフィス(面積20㎡以上)を賃借し従業員2人以上のオフィスを新設した事業者に対して補助	家賃補助：家賃の1/2(最大3年間) 従業員10人以下： <b>上限10万円/月</b> 従業員11人～20人： <b>上限20万円/月</b> 従業員21人以上： <b>上限30万円/月</b>  雇用奨励金：新規雇用者1人につき <b>20万円</b> 転属者1人につき <b>10万円</b> ※ <b>上限300万円</b> ※ 営業開始後最大3年間 (2年目以降は増加した新規雇用者のみ)

農林水産業就業支援

お問い合わせ： **農業**

**農政企画課 0776-20-5420**

**林業・水産業**

**林業水産課 0776-20-5430**

	支援制度	概要	支援内容
農林水産業	U・Iターン者奨励金	就業時または就業予定時の年齢が60歳未満の者や申請前2年以内に福井市外から市内に転入した者で、U・Iターンによる新規就業者に対して住居費等の初期費用を補助(最大2年間)	<b>30万円/年</b> ※ 世帯で移住し、かつ、林業に就業した場合は <b>45万円/年</b>
農業	U・Iターン者見学補助金	福井県外に住む60歳未満の者や福井市での就業を希望している者で、福井市での農業への就業を目指し現場の見学や就農体験に来られる方に対して交通費と宿泊費を補助	交通費(居住地により定額) 宿泊費 <b>5,000円(上限)</b>
	経営発展支援事業	50歳未満の認定新規就農者で機械・施設等の導入する者に対して補助	<b>750万円(上限)</b>
	経営開始資金	前年の世帯所得が600万円以下の50歳未満の認定新規就農者に対して経営開始時の経営確立に向けた資金を補助(3年間)	<b>最大165万円/年</b>
	新規就農者経営支援事業(就農奨励金)	50歳以上60歳未満の認定新規就農者に対して経営開始時の経営確立に向けた資金を補助	1年目： <b>60～180万円</b> 2年目： <b>120万円</b> 3年目： <b>60万円</b>
	新規就農者経営支援事業(小農具等整備奨励金)	非農家出身の認定新規就農者に対して小農具等の整備に係る資金を補助	<b>50万円(上限)</b>
	新規就農者経営支援事業(住宅確保助成金事業)	県外出身の50歳以上60歳未満の認定新規就農者に対して家賃を補助	月額家賃( <b>上限5.3万円</b> )の1/2以内の額

奨学金返還支援

お問い合わせ： **商工労政課 0776-20-5325**

	支援制度	概要	支援内容
奨学金	福井市未来を拓く 奨学金返還支援事業	福井市で定住・就業する30歳未満の方の奨学金の返還を支援 ※ 奨学金返還の支援を受けるには、福井市 商工労政課への事前申請が必要	支援額 <b>最大100万円</b> 支援期間 <b>5年間</b> ※ 支援期間中に子が生まれた場合は、 <b>1年延長(最大20万円を加算)</b>

## 住まいの支援

支援を受けるにあたり、**事前に申請が必要です**。また、下記以外にも要件がありますので、お問い合わせください。

**お問い合わせ：住宅政策課 0776-20-5571**

	支援制度	概要	支援内容
多世帯同居・近居	多世帯近居中古住宅取得支援事業	新たに同一小学校区内で、多世帯で近居するための中古住宅の取得に対して補助 さらに、子3人以上の子育て世帯が居住誘導区域の物件を取得する場合には30万円を加算	<b>30万円</b>  (居住誘導区域の物件の場合 <b>60万円</b> ) ※旧耐震住宅の場合、上記の額×1/3
	多世帯近居リフォーム支援事業	新たに同一小学校区内で、多世帯で近居するために取得した中古住宅のリフォームに対して補助	対象工事費の1/3または補助額( <b>20万円</b> )のうち小さいほう  (居住誘導区域の物件の場合 <b>30万円</b> ) (居住誘導区域の物件で、子育て世帯が所定のリフォームを行う場合 <b>60万円</b> )
	多世帯同居リフォーム支援事業	新たに多世帯で同居するためのリフォームに対して補助	対象工事費の1/3または補助額( <b>20万円</b> )のうち小さいほう  (居住誘導区域の物件の場合 <b>30万円</b> ) (居住誘導区域の物件で、子育て世帯が所定のリフォームを行う場合 <b>60万円</b> )
	多世帯同居近居住替支援事業	新たに多世帯で同居、または、新たに同一小学校区内で、多世帯で近居するための引越し費用に対して補助(賃貸物件は対象外)	引越し費用の1/3または補助額( <b>3万円</b> )のうち小さいほう  (居住誘導区域の物件の場合 <b>5万円</b> )
空き家活用	対象世帯・・・新婚世帯、子育て世帯、U・Iターン世帯、自然災害の被災者世帯 対象物件・・・「空き家情報バンク」に登録されている物件		
	空き家取得支援事業	対象世帯の空き家の購入に対して補助 さらに、安心R住宅の標章が使用されたリフォーム済みの空き家には <b>30万円</b> を、子3人以上の子育て世帯が居住誘導区域の物件を取得する場合には <b>30万円</b> をそれぞれ加算	<b>30万円</b>  (居住誘導区域の物件の場合 <b>60万円</b> ) ※旧耐震住宅の場合、上記の額×1/3
	空き家リフォーム支援事業	賃貸住宅の所有者、対象世帯の空き家のリフォームに対して補助	対象工事費の1/3または補助額( <b>30万円</b> )のうち小さいほう  (居住誘導区域の物件で、子育て世帯が所定のリフォームを行う場合 <b>60万円</b> )
	空き家家賃支援事業	対象世帯に対し空き家の家賃の一部を補助(最大12か月間)	月額家賃の1/3または補助額( <b>2万5千円/月</b> )のうち小さいほう
Uターン	対象世帯・・・U・Iターン世帯 対象物件・・・市営特定公共賃貸住宅(福田地B棟、新田塚団地C棟)		
	U・Iターン世帯特公賃家賃支援事業	U・Iターン世帯に対し市営特定公共賃貸住宅の家賃の一部を補助(最大12か月間)	<b>2万5千円/月</b>

新婚世帯・・・・・・・・・・入籍後5年以内の夫婦を含む世帯

子育て世帯・・・・・・・・・・18歳になる年度までの子を含む世帯

U・Iターン世帯・・・・・・・・・・県内に転入する直前の住所が連続して3年以上県外に有する者を含む世帯(新規卒業者、転勤等の転入を除く)

自然災害の被災者世帯・・・自然災害に起因する罹災証明書(災害発生から2年を経過しないもの)の交付を受けた住宅に当時居住していた者を含む世帯

旧耐震住宅・・・・・・・・・・1981(昭和56)年5月31日までに着工または建築された一戸建て住宅

中古住宅・・・・・・・・・・建設工事の完了の日から起算して1年を経過し、または居住の用に供されたことがある住宅

居住誘導区域・・・・・・・・・・福井市立地適正化計画で定める区域(区域の確認は都市計画課0776-20-5450までお問い合わせください)



## 結婚に関する支援

### ■結婚に関する支援

- ・福井市結婚生活スタートアップ応援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・お問い合わせ：[女性活躍促進課](#) 0776-20-5353

# 子育ての支援

## 妊娠～子育てに関する支援

### ■保育料に関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・お問い合わせ：[こども保育課](#) 0776-20-5270

- ・第2子以降保育料無料

### ■子育てに関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・お問い合わせ：[こども政策課](#) 0776-20-5412

- ・高校3年生相当（18歳の年度末）までのこどもの医療費を助成（自己負担が無料・所得制限なし）
- ・高校3年生相当（18歳の年度末）までのこどもを養育している方に児童手当を支給（所得制限なし）
- ・第2子以降の0～2歳児を在宅で育児する世帯在宅育児応援手当を支給（所得制限なし）
- ・ひとり親支援（児童扶養手当、ひとり親医療費助成など 詳しくはお問い合わせください）
- ・地域子育て支援センターを市内12か所に設置(利用料無料、子育て相談、交流の場の提供)
- ・すみずみ子育てサポート事業(未就学の児童の一時預かり利用料金補助や家事援助)
- ・病児・病後児保育（病児保育市内2病院、病後児保育市内4病院にて実施）

### ■妊娠～子育てに関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・お問い合わせ：[こども家庭センター ふくっこ](#) 0776-20-5337

- ・妊娠・出産・子育ての相談 0776-20-2905（相談専用）
- ・妊婦健診、産婦健診、乳幼児健診、予防接種、産後ケア事業
- ・ショートステイ・トワイライトステイ（一時的に家庭で養育できないときにお子さんをお預かりするサービス）

## 入園・入学等の手続き

### ■保育園（認定こども園含む）・・・・・・・・・・・・・・・・・・お問い合わせ：[こども保育課](#) 0776-20-5270

- ・年度途中での入園を希望する場合は、「途中入園相談シート」の提出をお願いします。  
(様式や締切日等は、こども保育課のホームページでご案内しています)
- ・令和9年4月からの入園の申込期間は秋ごろの予定です。(こども保育課のホームページ等でご案内する予定です)

### ■小中学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・お問い合わせ：[学校教育課](#) 0776-20-5350

- ・通学する学校は、住所地により決定します。
- ・市民課にて本市への転入手続きをする際に、「学校指定通知書」を発行しますので、入学する学校へ提出してください。
- ・準備物の確認等、学校生活にかかることについては、事前に各学校へお問い合わせください。

### ■児童クラブ・・・・・・・・・・・・・・・・・・お問い合わせ：[こども育成課](#) 0776-20-5566

- ・放課後留守家庭の児童をお預かりします。
- ・年度途中の入会を希望する場合は、お住い予定の学区内にある児童クラブにお問い合わせください。
- ・令和9年4月からの入会の申込期間は、秋ごろの予定です。(こども育成課のホームページ等でご案内します。)

## 相談窓口

- 福井市役所 未来づくり推進局 移住定住交流課 所在地：福井市大手3丁目10-1 福井市役所本館3F  
◎Tel0776-20-5514 ◎E-mail:iju@city.fukui.lg.jp ◎休み：土日、祝日、年末年始 ◎相談時間：8時30分～17時15分
- 福井市東京事務所 所在地：東京都千代田区日比谷公園1-3 市政会館5階  
◎Tel03-6457-9181 ◎E-mail:fukui-tokyo@city.fukui.lg.jp ◎休み：土、日、祝日、年末年始 ◎相談時間10時～17時
- 福井暮らしはたらくサポートセンター(福井Uターンセンター)  
福井・東京・大阪・京都・名古屋にオフィスがございます 詳しくはコチラ👉

